

2020年6月10日

東京電力ホールディングス株式会社

### 第866回審査会合における指摘事項

<海水貯留堰の設計において考慮する津波荷重>

- (1) 衝突物の選定から衝突荷重の算定における一連のプロセスの中で、基準津波の押し波や引き波が長時間繰り返し襲来する状況、評価対象物が海水貯留堰であるKKの特異性を踏まえて、衝突荷重の算定過程における検討対象とする基準津波、衝突物の検討範囲及び抽出時間帯の前提条件、前提条件を踏まえた衝突物選定の網羅性、衝突物の初期配置を踏まえた衝突荷重算定式の適用性を明確した上で、一連のプロセスが代表性、保守性を有した評価であることを説明すること。また、説明にあたっては取水性への影響評価の観点ではなく、漂流物衝突評価の観点を重点的に説明すること。
- (2) 軌跡解析だけでなく、津波解析における津波の流向、流速の経時変化を踏まえた漂流物のスクリーニングについて説明すること。
- (3) 繰り返しの津波襲来により車両の滑動し護岸から落下して海水貯留堰への影響の可能性も考慮し、各車両に停車する範囲を整理した上で滑動評価及びそれらに関する対策について説明すること。
- (4) サイトの津波特性を踏まえて、対象物に加わる波圧について圧力分布を示す等で説明した上で、耐津波設計ガイドラインを適用することの妥当性について説明すること。

以上